

## 千里ニュータウン新再生指針意見聴取会議設置要綱

### (目 的)

第 1 条 千里ニュータウン新再生指針について検討するため、「千里ニュータウン新再生指針意見聴取会議」（以下「会議」という。）を設置する。

### (内 容)

第 2 条 会議は、千里ニュータウン再生指針の取り組みを点検し、今後 10 年間で取り組むべき方向性を示す新たな再生指針を千里ニュータウン再生連絡協議会で策定することから、再生の方向性等について意見聴取を行うことを目的とする。

### (組 織)

第 3 条 会議は、学識経験者、市民、市民活動団体等の代表者などからなる委員で構成する。

2 委員は千里ニュータウン再生連絡協議会（以下「協議会」という。）が委嘱する。

3 委員の任期は平成 30 年 3 月 31 日までとする。

### (会 長)

第 4 条 会議に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は会議を招集し、会務を総括する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (事 務 局)

第 5 条 会議の事務局は千里ニュータウン再生連絡協議会内に置く。

### (細 則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。